

# 【担い手通信臨時号】 令和5年度経営継承・発展等支援事業

担い手から経営を継承した後継者が、将来にわたって地域の農地利用等を担うために自己の経営を発展させる「経営発展計画」を作成して取り組む場合に、取組に必要な経費を支援する国事業の公募が開始されました。

## 【事業の概要】

対象者	地域農業の担い手（中心経営体等）の先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）
要件	①令和4年1月1日以降の主宰権の移譲であること（主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと） ②主宰権の移譲に際し、先代事業者の生産基盤や経営規模等と比べ著しく縮小していないこと ③認定農業者又は認定農業者に準ずる者 ④税務申告等を、継承した後継者の名義で行い、青色申告者であること ⑤家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること ⑥「 <u>経営発展の取組</u> 」及び「 <u>成果目標</u> 」を設定した「 <u>経営発展計画</u> 」を策定し、この計画に基づいて経営発展に取り組む、かつ、計画の目標達成が実現可能であると見込まれること ⑦地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有している ⑧農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
経営発展の取組	以下の項目から事業費を要する取組を1つ以上選択し、 <u>補助金交付決定後から令和5年12月末までの間に実施します。</u> a:法人化 b:新たな品種・部門等の導入 c:認証取得 d:データ活用経営 e:就業規則の策定 f:経営管理の高度化 g:就業環境の改善 h:外部研修の受講 i:販路開拓 j:新商品開発 k:省力化・業務の効率化、品質の向上 l:規格等の改善 m:防災・減災の導入 <u>※a～eの取組区分や複数項目を選択した場合は、事業選定時にポイントが加算されます</u>
成果目標	以下の各項目について成果目標を設定します。 A:付加価値額の向上 …1経営体当たり又は就業者1人当たりの付加価値額 B:地域貢献 …経営面積等の拡大又は常時雇用者数の増 <u>※目標年度（令和7年度）まで、取組の実施状況等を毎年度報告する必要があります</u>
補助額	補助率：補助対象事業費の10/10 補助上限：100万円 <u>※補助金の交付は、補助事業完了後となります。</u>

※事業の詳細は、（一社）全国農業会議所の特設サイト <https://keisyuu-hatten.maff.go.jp> をご覧ください。

## 【申請方法】

本事業は、申請前にヒアリングを行う必要があることから、最初にヒアリングの日程を調整します。

同封の「経営発展計画」（A4両面刷り）に必要な事項をご記入の上、

令和5年6月26日（月）までに、農業振興課の以下の問い合わせ先にご連絡ください。

※ヒアリングで計画内容を固めた後、改めて申請書類一式を提出いただきます。

### 《申請先・問い合わせ先》

北区の方	農業振興課	北部農業グループ	TEL：053-523-1113
浜北区の方	農業振興課	浜北農業グループ	TEL：053-585-1117
天竜区の方	農業振興課	天竜農業グループ	TEL：053-922-0030
上記以外の方	農業振興課	担い手支援グループ	TEL：053-457-2331